

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名		提案主体分類コード	a 市区町村単独
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。	

要望事項(事項名)	移住者住宅改修支援事業の対象者の追加		制度の所管・関係 省庁
根拠法令等	愛媛県移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱	プロジェクト 名	空き家活用プロジェクト
提案分野	1. 県民活動分野		
求める措置の具体的内容	<p>愛媛県移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱について、間接補助対象経費のうち、家財道具の搬出等の補助対象者に、空き家所有者も加えていただきたい。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>愛媛県移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱では、間接補助対象経費のうち、家財道具の搬出等の補助対象者は、市町が移住者に交付する間接補助対象住宅の改修等を支援するものとなっている。 しかし、実情としては、整理・搬出ができていない物品があることで、空き家を貸し出すなどの活用に踏み出せない空き家所有者が多い。また、家財の整理・搬出については移住者が処分の判断がつかないことも多く、本来所有者が行うことが望ましい。所有者が間接補助の対象となることで、空き家バンクの利用ならびに空き家の活用がさらに進むのではないかと考えている。</p>		
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)	<p></p>		
最終回答	<p>愛媛県移住者住宅改修支援事業は、移住・定住の促進に資することを目的として、平成28年4月1日以降に愛媛県外から移住された方が、県空き家情報バンク等を通じて購入・賃借した一戸建て住宅(空き家)の改修や家財道具の搬出等を行う場合にその経費の一部を市町と県で補助するものです。 空き家の所有者を本事業における家財道具の搬出等の間接補助対象者とする場合、移住者の支援を目的とした本事業の趣旨に合致しないため、今回の提案には応えることができません。 なお、今年度からは、移住者向け賃貸住宅の整備を推進するため、市町が借り上げた空き家の改修を補助する制度を新設し、所有者の空き家活用推進と賃貸住宅を希望する移住者のニーズに応えることとしていますので、活用をご検討ください。</p>		
対応区分	A-5(対応不可)		